

牛久市教育委員会 3月定例会会議録

1. 日 時 令和2年3月25日(水)午後1時30分
2. 場 所 牛久市役所本庁舎4階 第3会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子・吉原 英夫
4. 委員以外
の出席者

次長兼教育企画課長		吉田 茂男
次長		飯野 喜行
学校教育課	課長	川真田 英行
学校教育課	学校建設対策監	佐藤 孝司
指導課	課長	豊嶋 正臣
文化芸術課	課長	手賀 幸雄
生涯学習課	課長	中野 祐則
スポーツ推進課	課長	齋藤 勇
国体推進課	課長	横田 武史
中央図書館	館長	関 達彦
教育企画課	課長補佐	山口 功
学校教育課	課長補佐	戸塚 美幸
学校教育課	課長補佐	高野 裕行
学校教育課	課長補佐	森田 明
指導課	課長補佐	山口 明
文化芸術課	課長補佐	大野 恵子
生涯学習課	課長補佐	山越 義弘
スポーツ推進課	課長補佐	塚本 浩
国体推進課	課長補佐	高橋 頼輝
5. 欠席者

教育部長		川井 聡
スポーツ推進課	課長補佐	津脇 正晴
6. 会議録署名人 吉原 英夫
7. 議事事項

議案第 8号	牛久市就学援助規則の一部を改正する規則について
議案第 9号	令和2年度学校医・歯科医および学校薬剤師の委嘱について
議案第10号	牛久市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則について
議案第11号	地方公務員法及び地方自治法一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則について
議案第12号	地方公務員法及び地方自治法一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令について
議案第13号	地方公務員法及び地方自治法一部を改正する法律の施行に伴う

関係規程の整理等に関する規程について

- 議案第14号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則について
- 議案第15号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係告示の整理等に関する告示について
- 議案第16号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令について
- 議案第17号 牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第18号 牛久市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
- 議案第19号 奥野小学校及び牛久第二中学校の統合による義務教育学校化検討会議設置訓令の一部を改正する訓令について
- 議案第20号 牛久市学校現場における働き方改革検討会議設置訓令について
- 議案第21号 牛久市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第22号 令和2年度産業医の委嘱について
- 議案第23号 牛久市立図書館宅配サービス実施規則の制定について
- 議案第24号 牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
- 議案第25号 牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令について
- 報告第7号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 報告第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 報告第9号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 報告第10号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 報告第11号 牛久市公園条例施行規則の一部を改正する規則について
- 報告第12号 牛久市スポーツ推進委員辞任について
- 報告第13号 専決第4号 牛久市教育支援委員会への諮問について
- 報告第14号 牛久市教育支援委員会答申について

8. その他

次長兼教育企画課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	きょうもご苦労さまです。 安倍総理大臣の要請を受けまして、3月2日から春休みまで学校の休業を行っておりました。その中で中学校の卒業式、小学校の卒業式等行っただけですが、多くはよかったという評価をいただきまして、何十時間も練習しなくても

	<p>心温まる卒業式ができるんだなというようなこともありまして、行事の見直しも一つの材料になったかなと思います。現在まで発症していないことが何よりです。</p> <p>また、国のほうからの要請もありまして、きのうから学校の運動部、屋外の運動部だけは再開した状況であります。ただ、そういう中で市内の発症者が1人昨日出てしまったということもありまして、詳しい事情は私たちにもわかりません。県からの資料しか市には入ってこないという状況ですので、今後時勢を見ながら進めていきたいと思っています。とりあえず4月中の大きな行事は中止、5月の修学旅行も延期と決定しました。そういったことでやっているんですが、早くおさまって通常の学校生活が送れるようにと願っています。</p> <p>そんな中で学校は、いろいろな手をかえ品をかえ子供たちには連絡をとっているようで、ALTの動画をとってYouTubeに載せてみたり、さまざまな苦勞をしながらやってくれています。本当に落ちついた学校生活が早くスタートできることを願っています。</p>
教育長	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 吉原英夫委員を指名する。</p>
教育長	<p>初めに、議案第8号「牛久市就学援助規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第8号「牛久市就学援助規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。</p> <p>就学援助規則については、前回の教育委員会でも単価のほうの改正をやらせていただいたばかりなんです。今回は条文のほうで幾つか変更しております。</p> <p>まず、概要でお話ししますと、おくの義務教育学校がふえたことによって学校種別を加えたことと、入学準備金、これ前倒し支給もやっておりますので、様式を2つに分けて、その関係で条文等が変わっております。また、支払い方法について、口座振替の方法をふやしたことで、そこも条文に盛り込まれます。</p> <p>ご説明いたします。新旧対照表のほうをごらんいただくのが一番いいかなと思います。まず2条のところに学校の種別のところに、「義務教育学校」というのが加わっております。これが1つの改正です。それと、3条のところには</p>

1項の1号から8号にかけて就学援助の種類がのっかっていたんですが、ここにあります2号のところ、先ほどの入学準備金について2つに分けております。1つは入学準備金のうち就学前の新入学児童生徒学用品費ということと、就学後の新入学児童学用品費ということとで、ここを2つに分けましたので、そこで1号繰り上がって後ろが全部ずれていくという形の改正でございます。また、様式はとりあえず後にしまして、第5条のところでは、様式関係が次のページに様式3号というのが出てくるんですが、こちらみんな様式を変えたことによって、その次にも6条の第3項のほうにも様式4号、様式5号というのが出てきます。このあたりが全て様式関係の変更です。9条のほうにも様式6号というのが出ております。（「9条ね」の声あり）はい。それらの様式が、実は改正の規則そのものをごらんいただくと、後ろに様式つけております。

今回大きく変えたのが様式1号なんですが、（「ちょっと待ってくださいね」の声あり）はい。一番頭の部分を変更しております。就学援助については、保護者が申請漏れがないことを確認する意味で、これまで希望をする方はもちろん申請してくるんですが、希望をする、しない、しない方の意向確認も別に行っておりました。全員の方に、制度を知っている前提で申請をしてくるかしてこないかという確認を必ずとっておりました。その後に申請書を配って、希望のある方だけ出していただくと、審査するという方式をとっていたんですが、その手間を1つにまとめまして、申請書の様式だけで一番頭のところで「申請します」、「しません」という欄を入れて、ここで意思の確認を一気に済ませてしまうというような形をとりました。そこで様式1号を変えております。

1つ飛びまして次の次のページ、様式3号があります。こちらについては、入学準備金、これまで同じ様式でやっていたんですが、就学前に出してくる分についてはこの様式でやっていただくような形で、様式を別様にしました。

そのほか5号様式、こちらが入学準備金の審査結果の通知書ということで、そのあたりを変更しております。そのあたりが様式の主な変更点になっております。

次に、支給方法の部分なんですが、これは新旧対照表、もう一度戻っていただいて、第7条のところに就学援助費の支給についての記載がございます。これまでは、基本的に学校に支給して、学校から保護者の方、面談する機会も含めてお会いしてお渡しすると。そのときに学校徴収金の滞納分があればそこでお支払いいただくという形をとっていたんですが、働き方改革の一環ということで、事務的な部分もなるべく短縮しようということで、学校徴収金の滞納がない方については、口座を聞いて直接振り込むような形に改正しております。ここに書いてあるのは、結局、直接振り込むんですが、ただし次の方は学校渡しに変更しますよという条文になっていまして、学校納付金の滞納者とか文言いろいろ書いてありますが、そういった方については一旦学校で預かって手渡しになりますよというような条文の変更を行っております。口座振替というのが入ってきております。

それと、余り直接的には影響しないんですが、これまで、新旧対照表の一番

	<p>最後のページですね、7条の第3項、支給の時期というのがどこにも明記はなかったんですが、これも明記したといっても、支給の時期は教育委員会が定めるということで1つだけ入れました。通常ですと7月と2月が支払い時期になります。5月までに出していただいて、審査をした上で7月に払う。次に、第2回目が2月に払うというのが今通例でやっている時期という形で、そこは基本的には変えない予定ではあります。</p> <p>そうした変更を今回行っております。以上です。</p> <p>議案第8号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第9号「令和2年度学校医・歯科医および学校薬剤師の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>教育長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>議案第9号、令和2年度学校医・歯科医および学校薬剤師の委嘱について、ご説明させていただきます。</p> <p>1枚めくっていただくと一覧表がございます。こちらによって説明いたします。</p> <p>学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、基本的には牛久市医師会、歯科医師会、学校薬剤師会により変更の推薦がありました学校医、歯科医及び薬剤師の委嘱を行っております。ひたち野うしく中学校関係については、全て当然ながら新規の委嘱ということになっておりまして、この表で見たところの網かけの部分が今回委嘱を行う部分でございます。なお、全ての方について任期は定まっております。一応数えると16件の委嘱がございます。</p> <p>まず、牛久小のほうですが、これまでひたち野ファミリークリニックのコウノ先生とお呼びするんですが、高野恵輔先生のほうが太田医院の太田実先生に変更になっております。また、おくの義務教育学校においては、こちらは高野綾子先生の部分が久野越史先生に変更になっております。岡見第一医院でございます。それと、牛久第二小学校で、薬剤師の鈴木薬局の鈴木勉先生がひたち野薬局東店の月井陽子先生のほうに変更になっております。同じく中根小も薬剤師、月井先生がももの木薬局、これ龍ヶ崎だそうですが、関口達則先生に変更になります。向台小については、鈴木薬局の鈴木勉先生が根本薬局みどり野店の藤田敦子先生に変更になっております。次に、ひたち野うしく小学校においては、これは学校医で太田医院の太田実先生が、こちらはひたち野ファミリークリニックの高野恵輔先生のほうに変更ということになります。それと、おくの義務教育学校、これは全員変わりはありませんけれども、学校名が変わっているということで委嘱状は交付するような形になります。それと、ひたち野</p>

	<p>うしく中学校、こちらについては全員新規になりますが、ひたち野ファミリークリニックの高野先生、そが内視鏡・消化器クリニック、ひたち野東にあるクリニックですが、曾我先生、あと、つくばセントラルの廣嶋先生が学校医、岡田歯科医院の岡田先生が歯科医、ひたち野薬局東店の月井先生が薬剤師という形で5名の委嘱ということで、全部合わせると16件あったと思います。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>質問等ありましたらお願いします。</p> <p>これ、ひたち野中学校を見ると、セントラル病院も入ってくれるようになったんですか、学校医。</p>
学校教育課長	<p>そうですね。</p>
学校教育課長補佐	<p>こちらは歯科医です。歯医者さんの。</p>
教育長	<p>歯科医として。セントラル病院とか愛和病院って、病院も入っていただけるようになっているんですね。</p>
学校教育課長補佐	<p>薬剤師で準備しました。歯科医師会に入っている方から選ばれていますので、協力いただけるということです。</p>
学校教育課長	<p>全部推薦があったとおりにやっています。</p>
学校教育課長補佐	<p>全部推薦です。</p>
教育長	<p>医師会の推薦ということですよ。わかりました。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>議案第9号について出席者全員の賛成を得る。</p>

教育長	<p>次に、議案第10号「牛久市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>議案第10号は、牛久市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき委員会の同意を求めます。</p> <p>今回の改正の内容ですが、牛久市長等政治倫理条例という条例がございます。その中の第3条第1項第3号及び第6号の中に「市が関係する団体」という表記がございます。そちらは、要は関係する団体を位置づけていて、それに関係する場合には、次に掲げる政治倫理基準を順守しなければいけないというような条文になっているんですが、そのときの対象の団体ということで、規則のほうに、こちらのほうに一覧表になってございます。</p> <p>今回、令和2年1月6日に牛久シャトー株式会社が設立されたことによりまして、その関係する団体の一部に牛久シャトーを加えるというような規則の改正でございます。</p> <p>内容は以上でございます。</p> <p>議案第10号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に議案第11号「地方公務員法及び地方自治法一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則について」、事務局より説明をお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>今回この議案第11号を含めまして、この後ご説明させていただきます幾つかの議案につきまして対象とするもので、先にご説明申し上げます。</p> <p>本日定例会におきまして、この地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うもの、またおくの義務教育学校の設置を規定しました牛久市立学校の設置条例の一部を改正する条例の施行に伴うものということで、そういったものの一括の例規改正を11号から16号まで6本ほど提出してございます。そちらには、それぞれ規則ですとか告示ですとか訓令とか規程ということで提出してございますが、本日資料といたしまして、お手元のほうに例規の分類というホチキスどめのものが1部ございます。一応ここにそれぞれ規則とか告示とか訓令とか規程というのはどういうものかということで一覧表にしました。簡単に申せば、条例に基づき教育委員会で定めるものなのですが、それぞれ定める行為としては同じなんですけれども、こういう場合にはこうい</p>

	<p>うのが望ましいということで規定されてございます。それぞれそういった形式 における改正が必要になりまして、その裏のA3の紙の中でそれぞれこちらの 表で区分のところに会計年度の、先ほど言いました地方自治法と地方公務員 法の改正に伴うものが区分1に会計年度と書かれているものです。それに伴い まして、規則の改正と訓令の改正と規程の改正がございまして、それぞれ11 号、12号、13号とこの後。裏が、おくの義務教育学校ができたことにより ます、同じような規則等の一括改正がございまして、それが規則という形式の ものと、告示という形式のものと、訓令という形式のもので、14号、15号、 16号というふうに6本の例規におおむねまとめて今回上程させていただいて おります。この後順次ご審議をいただきたいと思っております。</p> <p>すみません、前置きが長くなりました。まず、この議案第11号ですが、地 方公務員法及び地方自治法一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等 に関する規則についてということで、委員会の同意を求めるものでございま す。</p> <p>本規則は、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度というものが導入さ れまして、それに伴いまして改正等が必要な15の教育委員会規則について一 括で改正等を実施する規則でございまして。</p> <p>その中で1条から6条、先ほどの表を見ていただくのが一番わかりやすいか と思うんですが、A3の表になります。1条から6条ではそれぞれの規則につ いて、会計年度任用職に伴う文言の整理ということで整理がされております。 それから、第7条におきましては、9つの規則が今回の導入をきっかけに廃止 されるということで、9つの規則の廃止ということでの一括上程になってござ います。ちなみに、会計年度任用職員制度ですが、そもそもとなる、今まで非 常勤の職員というものが法的な根拠がないままにそれぞれ各自自治体の独自の制 度の中で運用されておりました。牛久市におきましても、市長部局の規則、教 育委員会の規則をつくって運用していたんですが、全国一律に、そういう人材 が多くなってきたものですから、国のほうで法が整備されまして、それが自 治法と地方公務員法の改正ということで、そういう方々を単年度で雇用する会 計年度任用職員という名称でお呼びするようになりました。それに伴いまして、 今までそれぞれいろいろところで位置づけられていた職が一気に関係例規の 改正が行われるということでご理解をいただければと思います。</p> <p>大枠ですが、以上でございまして。</p> <p>教育長 同一賃金、同一労働という、ここのベースにあるわけですか。</p> <p>次長兼教育企画 課長 基本的な考え方のベースとしてはあると思うんですが、今まで、公務員なん ですけども、我々の場合には給料表があって、その勤務年数に応じて上がっ ていくというような仕組みになっていたんですが、まさに同じような仕組みを つくりまして、この会計年度任用職員についても給料表がございまして、こう</p>
--	--

<p>教育長</p>	<p>いう職はこのところに、こういう職はこの位置にというふうに、基本のベースをまとめて職に応じて位置づけるというふうな制度になっております。後ほどちょっとご説明しますが、そういうものも別の規則でつくるような形に今回なっております。</p> <p>今の説明は、11号から16号まで一括で説明したということによろしいのでしょうか。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>一旦は11号ということで。</p>
<p>教育長</p>	<p>11号ということで。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>はい、そこから後ろは簡単にやらせていただきます。</p> <p>議案第11号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第12号「地方公務員法及び地方自治法一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令について」事務局よりお願いします。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>別の議案になります。12号は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令になります。同じように委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>本訓令は、4月1日の会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、改正等が6本でございます。先ほどのA3の表で見ただけだとわかると思うんですが、条文の改正になるものが1条の学校処務規程、2条のほうの市費支弁職員の職務に関する規程ということで、これが2本が改正、それから第3条のほうで4本の要綱等や規程等が訓令という形になっておりますが、廃止というような内容になってございます。</p> <p>以上でございます。</p>

教育長	<p>議案第12号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p> <p>それでは、議案第13号「地方公務員法及び地方自治法一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理等に関する規程について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>同じく議案第13号は、会計年度任用職員等の導入に伴う、こちらは関係規程の整理等に関する規程についてでございます。</p> <p>第1条のほうで学校職員服務規程、第2条のほうで牛久市スクールバス運行規程のほうの改正を行っております。第3条のほうで、牛久市スクールバス運営委員会規程の廃止ということで、以上3条からなる条文でございます。 よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>議案第13号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第14号「牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>議案第14号は、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則についてございまして、委員会の同意を求めらるものでございます。</p> <p>本規則は、令和2年4月1日からのおくの義務教育学校開校に伴いまして、市内の学校の種別に義務教育学校が追加されることを主な理由といたしまして、改正等が必要な11の教育委員会規則について一括して改正を行う規則でございます。</p> <p>その中で、1条の牛久市教育委員会防犯カメラ設置及び運用に関する規則の改正では、新しい新規の防犯カメラ等についても追加で改正をしております。また、第3条のほうになりますが、こちらは公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法という法律がございまして、こちらが改正されたことによりまして、文部科学省が昨年1月に策定した働き方改革関係の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインというのがあるんですが、こちらが法的根拠のある指針ということに格上げがされまして、実はその指針の中で学校の教育職員の在校時間等の上限に関する方針について、各地方自治体</p>

	<p>の学校管理規則等において定めることというふうになりました。今回、その施行の趣旨を受けまして、今回の改正の中で、3条のほうで改正をしております。</p> <p>内容としましては、教職員の超過勤務時間の上限について通常の場合1カ月45時間、年間でも360時間等の上限を明記したような条文の改正をあわせて実施してございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>管理規則の一部ね。</p> <p>教諭45時間。1年間360時間。</p>
次長兼教育企画課長	<p>ご参考までに、一応条文のつくり方としては、県の条文と合わせるような形のつくり方をさせていただきました。</p>
教育長	<p>これについて質問ございますでしょうか。</p>
五十嵐委員	<p>学校管理規則の新旧対照表のところ、14条の2とあるんですけども、中学校に、旧では、「中学校では進路指導主事を置く、ただし」とあるんですけども、ここの「中学校及び義務教育学校に進路指導主事を置く」とあるんですけども、ここのところって、この義務教育学校の後ろに、「義務教育学校の後期課程に」というのが入るのか入らないのか、ちょっとわからなかったんですけども。</p>
次長兼教育企画課長	<p>通常の場合に、おくの義務教育学校を指したときに、前期課程と後期課程ということで、中学校課程と小学校課程とわかるようにしてあるんですが、この場合にはその学校そのものに進路指導主事を置くという趣旨なものですから、あえてその言葉は抜いてございます。</p>
五十嵐委員	<p>進路指導ってあったので、中学が該当するのかなと思ったので。</p>
次長兼教育企画課長	<p>1つの学校として。そこに置くんだよというふうにご理解いただければと思います。</p>
五十嵐委員	<p>ありがとうございます。</p>

教育長	前期課程、後期課程という法的な位置づけはあるんだっけ。
次長兼教育企画課長	あります。
教育長	載っているのね、規則に。
次長兼教育企画課長	法律なんですよ。法律のほうで、多分、前期課程、後期課程という表現が。
教育長	6・3じゃなくて、4・3何とかって、よく区切るじゃない、学校って。学校ごとに。でも、法的なものとしてはあるということね。
次長兼教育企画課長	そうですね。まさに小学校等に相当するものを、義務教育学校のうちでの前期課程、中学校に相当する分を後期課程というふうに規定されているということですね。
教育長	なるほどね。
吉原委員	大もとの法律が小学校は6年間とこう決められているから、そっちが生きてくると学校としては前期後期って使いやすいのかもしれないけれども、法律上は小学校6年間、中学校3年間ってまだそこは外れていないですよ。
教育長	でも、いろいろな学校では3・3・2とかやっているようだね。独自に3・・4・2とか。
次長兼教育企画課長	6・3ってそういうふうと呼ぶだけであって、実際の運用はどういうふうにやってもそれは、ということなんで。
教育長	はい、了解しました。

<p>教育長</p>	<p>議案第14号について出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>次に、議案第15号「牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係告示の整理等に関する告示について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第15号は、同じく学校設置条例の改正に伴います、今度は関係告示の整理等に関する告示についてでございます。本告示も、おくの義務教育学校の開校に伴いまして、学校種別に義務教育学校が追加されることを主な理由としまして、8つの教育委員会規則の改正を実施してございます。</p> <p>こちらは廃止はございません。全て改正ということになります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第15号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、議案第16号「牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>議案第16号は、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令についてでございます。</p> <p>本訓令も、同じようにおくの義務教育学校の開校に伴いまして改正が必要な教育委員会訓令3つを一括して改正するものでございます。こちらも改正3本の条文になります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第16号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、議案第17号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>

次長兼教育企画課長	<p>議案第17号は、牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてございまして、委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>本改正は令和2年度の牛久市教育委員会事務局規則につきまして、いきいき茨城ゆめ国体等の終了に伴いまして「国体推進課」を削除しまして、6課体制、この事務局規則上は6課体制とするとともに、あわせて事務文書等の文言の整理を実施するものであります。</p> <p>なお、いきいき茨城ゆめ国体に関することにつきましては、スポーツ推進課の事務分担として引き継がれるというふうなつくりになってございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>国体推進課お疲れさまでしたで、本年度でおしまいになったものですからそういうものだと思います。</p> <p>議案第17号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>議案第18号「牛久市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」事務局より説明をお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>議案第18号は、牛久市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてございまして、委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>今回の改正は、会計年度任用職員制度の導入及び国体推進課がなくなるということについての事務所の組織改編等に伴う改正のみでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第18号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第19号「奥野小学校及び牛久第二中学校の統合による義務教育学校化検討会議設置訓令の一部を改正する訓令について」事務局より説明をお願いします。</p>

<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>議案第19号は、奥野小学校及び牛久第二中学校の統合による義務教育学校化検討会議設置訓令の一部を改正する訓令について、委員会の同意を求めるものです。</p> <p>本改正は、4月1日のおくの義務教育学校の開校によりまして、その目的が終了する訓令の内容において、おくの義務教育学校が施設分離型の開校でありまして、今後、施設一体型の校舎の実現に向けた検討が必要となることから、訓令そのものをおくの義務教育学校一体型校舎建設検討会議設置訓令に改正するものでございます。今までは、義務教育学校を実施しようということでの内部の会議ということで実施しておりましたが、来年度は、義務教育学校はできましたので、今度は一体型校舎をどのようにつくっていくかというための組織というふうに考えてございます。</p> <p>おくの義務教育学校の一体型校舎の実現に向けましては、国の補助金の対象となる要件として、開校後6年程度以内に整備することが補助金をいただく要件となっておりますので、次年度においてこの組織を中心に、まずは今後の設計のもととなる基本的な考え方の整理を実施していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第19号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、議案第20号「牛久市学校現場における働き方改革検討会議設置訓令について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>議案第20号は、牛久市学校現場における働き方改革検討会議設置訓令について、委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>本訓令は、学校現場における教職員の働き方改革推進を目的にしまして、教育委員会内部の横の連携強化を目的として設置するものです。教職員の働き方改革推進のためには、学校現場や教育委員会事務局内の各課が連携して取り組む必要がございますので、この組織を活用しまして、課題や推進の状況について共有しながら、各部署における具体的な取り組みの調整をしていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第20号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>

教育長	<p>次に議案第21号「牛久市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
スポーツ推進課長	<p>牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定に基づき、別紙のとおり牛久市立小学校及び中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>1枚めくっていただきまして、6行目に、題名を次のように改める。牛久市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設の開放に関する規則。2つ目として第4条及び第9条中、「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。別表中、「校庭」の下になりますが、小学校及び旧奥野小学校。体育館の開放する時間、右のほうでございますが、小学校及び旧奥野小学校、中学校及び旧牛久第二中学校。右のページにいきまして、また右の欄に、小学校及び旧奥野小学校、中学校及び旧牛久第二中学校。武道館、中学校及び旧牛久第二中学校。</p> <p>以上のように改めるものでございまして、文言の整理でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第21号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第22号「令和2年度産業医の委嘱について」事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第22号、令和2年度産業医の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>労働安全衛生法の規定がございまして、労働者の健康管理のために常時50人以上の労働者を使用する職場においては、衛生委員会というものを設置しなきゃいけない、その衛生委員会には産業医をメンバーとして加えなければいけないという規定がございまして。これに該当する職場が中根小学校でございます。ひたち野うしく小学校は該当しないことを確認しております。中根小学校については、昨年度も実は行ってございまして、愛和病院のほうに委託で行ってございました。できれば学校医の中に産業医の資格を持っている先生がいれば一番いいと思って最初探していたんですが、見当たらなかったのですが、実はひたち野ファミリークリニックの高野恵輔先生が産業医の資格を持っているということがわかりまして、その方をお願いしましたら引き受けていただけましたので、この方を産業医として、今度は市から委嘱する、委託ではなくて委嘱する形に変</p>

	<p>えたいということで、今回委嘱を行うものです。</p> <p>なお、今年度も委託の予算で行っておりますが、今年度は高野先生に委託という形で契約して、先日、中根小で開かせていただきました。来年は委嘱という形の立場でやっていただくという考えです。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第22号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第23号「牛久市立図書館宅配サービス実施規則の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>教育長</p> <p>中央図書館長</p>	<p>議案第23号、牛久市立図書館宅配サービス実施規則の制定についてをご説明いたします。</p> <p>この規則は、心身等の障害により図書館に来館することが困難な方に対して、図書館職員が図書館資料を自宅へ配達し貸し出しするサービスについて、詳細を定めるものです。</p> <p>これまでも牛久市中心身障害者等に対する図書の宅配貸出要綱を平成8年4月1日から運用し、主に身体障害者と寝たきりの方を対象として、図書館資料を自宅に届けるサービスを行ってまいりましたが、このたびサービスの向上を図るため、身体障害者のみならず、知的障害者や精神障害者、介護保険法による要介護者にも対象を広げまして、現行の要綱を廃止し、新たに規則として制定するものです。</p> <p>第6条に規定をしております録音図書再生機につきましては、視覚に障害のある方が耳で聞いて読書ができるように朗読された音声を聞くための機器となります。図書館では声の広報としまして、広報うしくの内容を福祉ボランティアの方々により作成されたCDをこの機器とセットにして貸し出しを行っております。</p> <p>現在の宅配の利用状況につきましては、30年度の実績でございますが、登録者は17名、実利用者が4名となっております、登録者の利用率は24%となっております。</p> <p>説明は以上です。よろしく願いいたします。</p> <p>議案第23号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>

<p>教育長</p>	<p>次に、議案第24号「平成31年度『牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会』委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>指導課長</p>	<p>議案第24号は、平成31年度「牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会」委員の委嘱について、委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>委員の1人であります牛久警察署生活安全課長前島雅人氏が、去る3月2日の人事異動により転出し欠員となりました。この生活安全課長の後任には黒澤克彦氏が着任しております。これに伴いまして、牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会設置規則第3条に、「委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」と定められているところから、別紙のとおり平成31年度「牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会委員」の委嘱を行いたいと考えております。</p> <p>なお、あと少しの任期なのですが、このいじめ問題専門委員会を、あす重大事態について開催することになっております。よろしく願いいたします。</p> <p>議案第24号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、議案第25号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>議案第25号は、牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令についてということで、委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>本改正は、先ほど決定をいただきました国体推進課がなくなることに伴いまして、それに関係して2つの訓令も改正を行うというような内容でございます。以上でございます。</p> <p>議案第25号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>

教育長	<p>次に、報告第7号「牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」事務局より説明をお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>報告第7号は、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ということで、令和2年第1回牛久市議会定例会が、去る3月23日まで開催してございまして、その中に議案として提出され、可決され、議決され、24日に告示がされておりますので、本日も報告させていただきます。</p> <p>こちら条例ですので、先ほどと同じようにおくの義務教育学校ができる関係で、「義務教育学校」の文言を整理した条例が合わせて7本、市議会のほうに提出されまして可決をされたということでご報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>質問等ありませんか。</p> <p>ないようでしたら次に、報告第8号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について」事務局さんをお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>報告第8号ですが、こちらと同じくさきの牛久市議会定例会において3月23日に議決され、24日に告示されている内容でございます。</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ということで、内容につきましては、今回の条例の施行に伴ってそれぞれの条例等について変更があったものを、今回市議会のほうで可決されたというものでございます。</p> <p>この中で教育委員会に関係するものとしたしましては、3ページ目の下段になります。第9条の中に、牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということでございますが、次のページを見ていただきますと一番上のところに教育委員の報酬等の金額が明記されていると思いますが、このように今回条例が改正されたことによりまして、改めてこういった形で非常勤特別職として位置づけられるものの給料等が一覧表というふうに整理されてございます。</p> <p>それから9ページ目になります。9枚目ですね、申しわけありません。ずっとめくっていただいて、11条になります。中段にございます、こちら児童クラブ関係なんです、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、これまで奥野小学校に設置されておりましたので、「奥野小児童クラブ」という名称でしたが、「おくの義務教育学校児童クラブ」ということで、名称が変わります。内容等は同じく、旧奥野小の校舎での運用</p>

	<p>となりますが、こういった位置づけが変わったということでご理解をいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>質問等ないですか。</p> <p>次に報告9号「牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>報告第9号は、同じく令和2年第1回牛久市議会定例会において3月23日に議決され、24日に告示されております内容で、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例についてということでございます。</p> <p>この中で、第6条の入居者の資格というところが、「同居者に小学校就学の始期に達するまでのものがある場合」というような条文があるんですが、ここに「小学校（義務教育学校の前期課程を含む）」というような教育委員会関係のものがありましたので、今回ご報告をさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>よろしいですね質問。次に報告第10号「牛久市公園条例の一部を改正する条例について」事務局よりお願いします。</p>
<p>スポーツ推進課長</p>	<p>牛久市公園条例の一部改正についてご報告いたします。</p> <p>1枚めくっていただきまして、牛久運動公園の野球場及びスコアボード並びに多目的広場の使用単位時間を、「2時間」から「2時間30分」へ延長するものでございます。使用単位時間を延長し、利用者の利便向上を図るものでございます。また、隣接する多目的広場は、野球場と一体的に貸し出されることが多いことから、野球場と同様、使用時間単位を延長します。貸出料金は従前の2時間使用時と同一料金として、実質値下げし、改正いたしません。</p> <p>改正前につきましては野球場、多目的広場とも「2時間」となっておりますが、今回の改正により「2時間半」となり時間を延長してございます。あと、スコアボードですね。スコアボードのほうも延長してございます。</p> <p>以上で終わります。</p>
<p>教育長</p>	<p>質問よろしいですか。</p> <p>報告第11号「牛久市公園条例施行規則の一部を改正する規則について」事</p>

<p>スポーツ推進課長</p>	<p>務局よりお願いします。</p> <p>牛久市公園条例施行規則の一部改正についてご報告いたします。</p> <p>1枚めくっていただきまして、これまでは冬期間を別の枠で規定しておりましたが、改正によりまして1年間同じような時間で開場することとしました。4月1日から3月31日まで、ずっと同じ時間として開場するといったことになっております。</p> <p>あと、時間単位が野球場と多目的広場につきまして2時間半になっておりますので、こまが朝9時から夜9時半までという営業時間となっております。</p> <p>あと、プールにつきましては、ドーム屋根の解体を行いましたことから、従前は5月1日から9月末まで開けておりましたが、7月10日から8月31日までの夏の開場のみとさせていただきます。</p> <p>以上、改正になります。</p>
<p>教育長</p>	<p>この報告よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次の報告第12号「牛久市スポーツ推進委員辞任について」をお願いします。</p>
<p>スポーツ推進課長</p>	<p>牛久市スポーツ推進委員の辞任についてご報告いたします。</p> <p>1枚めくっていただきまして、スポーツ推進委員委嘱者名簿でございますが、一番下、22番椎名潤様、こちらの方が一身上の都合により3月1日をもって辞任したい旨の届け出がありましたので、これを受理いたしました。これにより、牛久市スポーツ推進委員は22名から21名となりましたのでご報告申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。よろしいですか。</p> <p>次に、報告第13号「専決第4号 牛久市教育支援委員会への諮問について」及び報告第14号「牛久市教育支援委員会答申について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。</p> <p>本議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りいたします。非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>

<p>教育長</p> <p>次長兼教育企画課長</p>	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>報告第13号・報告第14号説明</p> <p>以上で委員会の非公開を解除します。</p> <p>次に相談について、各課から報告がありますか。</p> <p>お時間をいただきまして、その他として会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、本来であれば本日の定例会でご審議いただきたい規則がありますが、実は市長の定める規則が決定告示されていないために本日上程ができなかったというものがございます。後日教育長の専決処分という形でやらせていただきたいと思いますが、その内容等について事前にご説明させていただければと思います。</p> <p>お手元のほうに、左上に赤の資料というような資料がございましたが、そちらが内容になります。</p> <p>本件は、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、教育委員会で任用する場合の任用の手續や勤務条件、それから給与等について教育委員会規則で定めようとするものです。条例に基づく手續となりますので、基本的には市長が定める規則に準じたものになりますが、あわせて教育委員会で必要な職についての新任の場合の職務の級や号給の決定基準を定めているものでございます。</p> <p>本日資料として配付しております内容での規則制定を予定しておりますが、初めにも申し上げましたとおり、市長の規則が決定されていないために、一部内容が固まっていないということに今なっております。本日、市長の定める規則が決定し次第、教育長の専決処分ということで制定させていただきたいと思っております。</p> <p>内容につきましては、1条、2条がまさにその市長に定める規則に基づいて行いますという内容で、例えば1条の5行目のところに令和2年規則第〇号というふうに、ここのところがまだ決定していないものですから、こちらで上程できないということになります。第3条のほうに、先ほど申しました、新たな職等の号給ということで、別表のほうに、次のページにつけてございます、こちらが教育委員会の会計年度任用職員として今位置づけられている職、あわせてその時間ないし月給等の単価というふうな表現になります。</p> <p>以上でございます。</p>
-----------------------------	---

教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で本日の議事は終了いたします。</p> <p>これにて3月定例会を終了いたします。</p> <p>次回の定例会は、令和2年4月23日、市役所分庁舎2階第1会議室、午後1時30分より開催となります。よろしくお願いいたします。</p>
-----	---